

各位

建設交通部住宅営繕課

耐震改修について（注意事項）

長岡京市木造住宅耐震改修補助を受ける場合、下記事項に注意して耐震補強についてご検討ください。

1 耐震補強後の評点の判定について

平成 22 年 4 月から当面の間、住宅耐震補強後の評点を 0.7 以上とする耐震改修工事につきましても補助対象となりました。つきましては、0.7 以上での耐震補強工事の場合、下記事項をご承知の上、耐震補強工事を実施されるようお願いいたします。

評点基準	1.5 以上	倒壊しない
	1.0 ～ 1.5 未満	一応倒壊しない
	0.7 ～ 1.0 未満	倒壊する可能性がある
	0.7 未満	倒壊する可能性が高い

2 住宅耐震改修特別控除について（右京税務署）

平成 21 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に、自己の居住の用に供する家屋について住宅耐震改修した場合には、一定の金額をその年分の所得税額から控除するものです。

評点 1.0 以上への耐震改修の工事費用に対して適用されます。

評点 0.7～1.0 未満への耐震改修の工事に対しては適用されません。

- 3 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について（長岡京市税務課資産税係）
所得税控除と同じく、評点 1.0 以上への工事により「現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること。」が必要です。
改修工事後 3 か月以内に手続きを行う必要があります。

- 4 建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に違反していないこと
耐震補強についてご相談されている建築事務所の建築士にご確認ください。特に、増築をされている場合は注意が必要です。

※税控除・減額制度については、法改正・対象・手続き等が変更される場合がありますので、申請される場合は担当機関にご確認ください。また、申請には必要書類がありますので、併せてご確認ください。